

小型家電リサイクルの回収及び再資源化の強化について

1 経緯

区では、使用済小型家電のうち、携帯電話、デジタルカメラ、コード類等の9品目を10カ所の回収場所で回収している。また、粗大ごみとして排出された廃家電の中から、レンジ類、ビデオデッキ類、オーディオ機器類を選別するピックアップ回収を行っている。

効率的な回収及び更なる再資源化の推進を図るため、令和元年12月から、国の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、パソコンを含む小型家電の宅配便による回収を開始した。

2 宅配便回収の導入理由

パソコンは資源価値が高いものの、小型家電リサイクル法施行以前からメーカーの回収ルートがあるため、区では回収対象としていなかった。また、回収品目が9品目に限定されていることから、それ以外の小型家電は燃やさないごみや粗大ごみとして排出され、有用な金属資源を十分に資源化できているとは言えない状況であった。

宅配便による回収は、回収拠点に持ち込むことが面倒な区民や高齢者等に対して新たな排出手段を提供することにつながるとともに、回収品目の拡大を図ることにより、資源を有効に活用することができる。

なお、協定を締結したリネットジャパンリサイクル株式会社は、小型家電リサイクル認定事業者の中で、全国で唯一、宅配便を活用している事業者である。

3 回収内容

(1) パソコンを無料で回収

自作パソコン、PCリサイクルマークのないパソコンも無料で回収

(2) 小型家電リサイクル法の制度対象品目も無料で回収

区回収対象の9品目以外も排出が可能で、パソコン本体と一緒に排出する場合、無料で回収（家電4品目<エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機>は対象外）

4 実施効果

(1) 区民の利便性向上

複数の排出方法を選択できることで利便性が向上する。

(2) 資源回収量の増加

パソコンを含む使用済小型家電の回収量の増加が期待でき、リサイクル率の上昇にも寄与する。

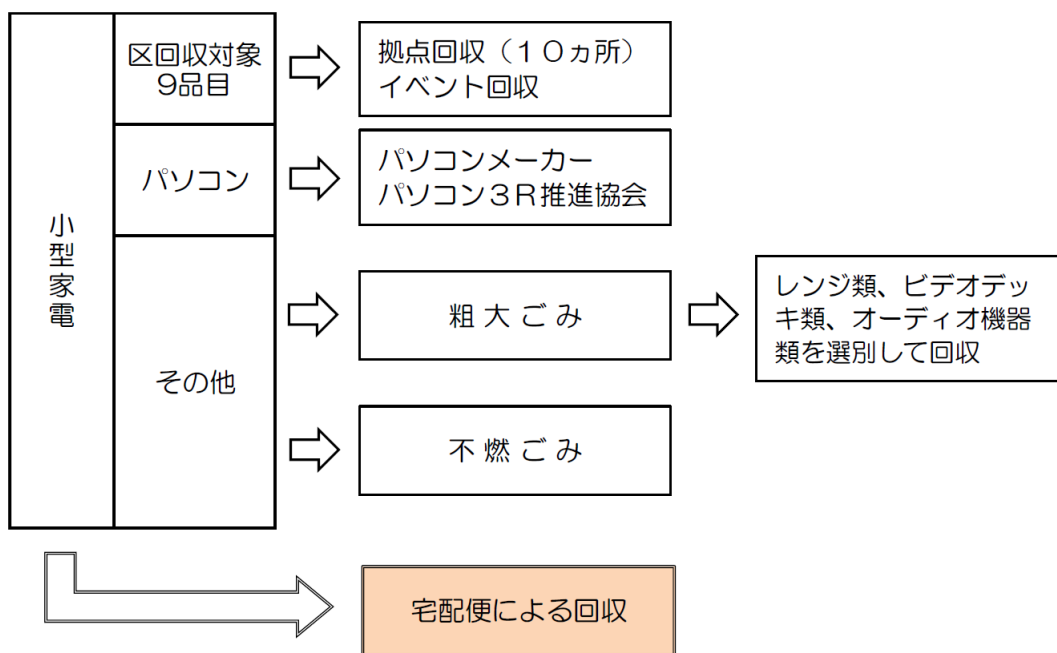
(3) 適正な再資源化の促進

正規ルート以外での無許可業者による回収を防ぎ、適正な再資源化を促進することができる。

(4) ごみ量の減少

燃やさないごみや粗大ごみとして排出されていた使用済小型家電が資源回収されることで、その分、区収集ごみ量が減少する。

5 イメージ図



以 上